天武天皇・持統天皇陵

平成２９年度　学術部事業について

平成２９年度の生涯教育講座・東洋療法推進大会・府市民健康文化講演会は学術部・保険部・スポーツケア部合同で講習会を開催し、講習会終了者は本会認定の終了証書を発行と終了者名簿を作成しホームページに記載します。尚、本講座及び講習は、財団法人東洋療法研修試験財団認定研修制度登録講座となっています。

生涯教育講座、東洋療法推進大会、府市民健康文化講演会の日程と内容は以下の通りとなっております。より多くの参加登録をして頂くようご案内いたします。

１．生涯教育講座

講座１　学術部（臨床４単位）

日　時　6月１８日（日）　１３：００～１６：１０

場　所　当会館２階

定　員　３０名

テーマ　「鍼灸あん摩マッサージ指圧実技力アップを目指して」

今さら聞けない基本から応用まで手技交流と豊かな人間関係作りを考える

内　容　鍼灸あん摩マッサージ指圧実技と観相学

講　師　京都府鍼灸マッサージ師会理事

朝田　聖二　氏　「効くあん摩について」

田口幸三郎　氏　「AKA 関節運動学的アプローチについて」

江田　元一　氏　「鍼灸による痛みの改善と自律神経調整について」

山内　敏司　氏　「観相学について、手相・人相・姓名判断等」

※今回、はじめて多くの理事の先生に生涯教育講座講師になって頂きました。

質問によって進行していきます。日頃の質問をいっぱい持ってきてください。

※終了後理事と懇親会をします。会の運営を一緒に考えていきましょう。

講座２　スポーツケア部（臨床４単位）

日　時　１０月２２日（日）１３：００～１６：１０

場　所　　当会館２階
定　員　　３０名
テーマ　「キネシオテーピング　」
講　師　　ピップ株式会社開発事業本部マーケティング部マーケティング三課
　　ピップテーピングマスター　スポーツケアチーフアドバイザー
　　横部　　弘　氏

講座３　スポーツケア部（臨床４単位）
日　時　１１月１２日（日）１３：００～１６：１０
場　所　当会館２階
定　員　３０名
テーマ　「救急法　」

講座４　保険部研修（４単位）　　詳細は未定
※決定しだい会報・ホームページにてお知らせ致します。

２．東洋療法推進大会ｉｎ京都（中央学術大会）
日　時　９月２４日（日）・２５（月）
場　所　リーガロイヤルホテル京都
テーマ　先端医療と伝統医療の融合
内　容　講演内容は全鍼師会日程案内を確認して下さい。

３．府市民健康文化講演会（医学教養３単位）
日　時　平成３０年　３月１８日（日）１４：００～１６：３０
場　所　京都社会福祉会館第５会議室
定　員　１００名
講　演　「健康長寿の処方箋」
　　医者いらずの血管マッサージ健康法・・・医者や薬に頼らず人間が本来持っている
　　生命治癒力を使い、「何時でも何処でも簡単にただでできる方法」を紹介します。
講　師　　交渉中

＜事前参加申し込み先＞
本会事務所(075-803-6078)に住所・氏名・所属を知らせて下さい。(〆切５月31日（水）)

＜会活動・会員活動報告＞

府市民健康文化講演会開催

平成２８年度府市民健康文化講演会を下記の通り平成２９年３月１９日に京都社会福祉会館３階で、明治国際医療大学鍼灸学部の特任教授矢野忠先生を講師に迎え、「ロコモティブシンドローム予防と対策―あなたの足腰は大丈夫ですか」をテーマに１３時から３時間開催しました。

参加者総数４４名（うち一般１８名・会員２６名）で一般参加者の平均年齢は感覚的にですが７５歳ぐらいだったでしょうか？９２歳だったかの方も参加してくださいました。

矢野先生のレジメからの抜粋ですが、「健康長寿の基本は歩く事が出来る機能を維持することです。年を重ねるにしたがって筋肉量は減少し平衡機

能は低下していき様々な動作に支障をきたすことになる。その代表が通称ロコモと言われる症状です。その為には何よりも予防と対策が必要です。」その為に必要なロコトレや筋力トレーニング・腰痛体操・膝痛体操の実践的講義を受けました。続いてロコモの予防の為に如何に鍼灸マッサージが役立つか、鍼灸マッサージの治療的効果｛鎮痛緩和・筋緊張緩和・生体防御・体液循環改善・自律神経調整機能・リラックス効果｝を具体的に講義していただきました。

最後の質問の時の８０代の女性の以下のような話の内容も印象に残りました。「腰痛で入院し、検査・投薬でどんどん体調が悪化、担当医師からリュウマチ性腰痛でこのまま寝たきりに成りますと宣言された時、孫のマッサージ師の手配で退院して毎日マッサージ治療を受けて回復したので、今日参加した。」と。密度の濃い講演会でした。

【学術部】

府市民健康文化講演会の感想

■健康長寿をめざして

世界トップの超高齢社会の日本。その対策や介護など実験国として注目されている『その知的財産が輸出される!!』と理解し難い話？！

“ 健康長寿 ”を得るには、まず歩く能力を維持すること。年を重ねると筋肉量が減り平衡機能が低下し、様々な動作に支障を来す。その代表がロコモティブシンドローム＝略してロコモ！！　「何もしなければ、行き着く先はロコモ」と矢野先生のことばが響きました。要介護予備軍にならず、健康長寿者でいられるよう、緩やかでも確実に筋力がつく「ロコトレ」を今からでも遅くない・・・始めようと思った講演でした。

鍼灸院に置いてあったチラシを見て参加させて頂ました。ありがとうございました。【H.F】

■鍼灸マッサージがエコ医療としての医学。納得しました。【S.U】

■矢野先生のお話の中に「生きている限り自然治癒力はあります。いつでも身体の中の薬局や身体の中の病院が一生懸命に治しているんですよ」ということばに元気を頂きました。80 過ぎて「もうあかん」とあきらめず鍼灸マッサージの力も借りつつ頑張ってみます。ありがとうございました。【A.S】

同行援護ガイドヘルプに参加して

３月１９日（日）ノーマライゼーション委員会では「視覚障害者へのガイドヘルプ講習会」を京都社会福祉会館にて開催しました。

テーマは東洋療法推進大会 in 京都会場･リーガロイヤルホテルへのガイドとホテル内でのガイドを想定して学びました。

講師には京都ライトハウス鳥居寮所長・牧　和義氏を迎え、会長はじめ９名の会員と京都視覚障害者協会から ４ 名、一般１名が参加しました。

始めに講師から障害者への理解と障害を理解することの大切さ

を学び、次にガイドの実際にトライ。
視覚障害者への声掛けからスタートし次に障害者の手を介助者の肘か肩に誘導。この時点で障害者と介助者の信頼関係が生まれる。右折左折を繰り返しながら広い所から狭い通路へ、やがて腰掛椅子に案内。さらに、階段の昇降を見学し、食事の案内を学ぶ。

　終了後、一般参加の高齢の方から「これで安心して生きていかれます」と、握手を求められました。自ら老い目が見えなくなっても相談でき共に歩む人がいてくれると分かりましたと、涙を流されて感謝される姿に一同感銘しました。【田口幸三郎】

スポーツケア講習会報告

[公社]京都府鍼灸マッサージ師会 スポーツケア講習会

タイトネステストなど指南

ジュニア期のスポーツ障害予防に

　３月１２日（日）京都アクアアリーナ会議室に於いてスポーツケア部講習会を開催した。
　今回は講師に明治国際医療大学の吉田行宏先生をお迎えして「指導者に必要なジュニア期の知識と鍼灸治療の基礎」という内容でした。ジュニア期とは５～１８歳頃までと言う話から始まり発育過程とケガの特徴です。メディカルチェックと治療方法、最後にジュニアスポーツに果たすべき鍼灸師の役割までをお話し頂き、どの項目も大変興味のある内容で有意義な講習会となりました。

【スポーツケア部　北川忠史】

←鍼灸柔整新聞に掲載されました。

法 制 だ よ り　今月の報告

■指導要請■

１．（１）丹後保健所へ２件……無免許者による違法広告
　　（２）上京保健センターへ１件……柔整師による違法業務、違法広告
２．意見書提出
　　提出先　衆議院議員２名
３．３月９日、全国医政関係主管課長会議が行われた。
　　あはき柔整関連内容は下記の通り

平成２９年３月９日　全国医政関係主管課長会議資料より抜粋

(1)学校養成施設認定(指定)規則等の改正について

○　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師(以下「あはき師等」という。)の養成については、はり師、きゅう師及び柔道整復師の学校養成施設数の大幅な増加や、診療報酬等の不正請求問題の発生等、あはき師等を取り巻く環境が変化していることから、学校養成施設のカリキュラムを充実させること等を通じ、より質の高いあはき師等を養成することが求められている。

○ このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高いあはき師等を養成するため、「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」(平成２８年１月１８日設置)及び「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」(平成２７年１２月１１日設置)を設置し、学校養成施設の教育内容等の見直しについて検討を行い、平成２８年１０月３１日の「医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会」において、当該検討会報告書を踏まえ、カリキュラム追加、総単位数増加及び臨床実習施設要件拡大等の教育内容等を改正することが適当であると答申された。

○ 当該検討会報告書については、平成２８年１２月６日に各都道府県衛生担当部(局)長宛て通知し、関係者への周知等を依頼したところであるが、今後、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」(昭和２６年文部省・厚生省令第2号)等を改正(平成２９年４月施行、平成３０年４月の入学者より改正後の教育内容等を適用)する予定であり、現在パブリックコメントを行っている。成立後は周知するので、引き続き養成施設へ指導願いたい。

(2)有資格者と無資格者の判別について

○ 消費者が施術所を選ぶ際に、当該施術所が法に基づく届出を行っているかどうかを見分けることは困難であると指摘されている。

○ このため、平成２８年6月２９日付けで「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項」(平成１１年厚生省告示第６９号)及び「柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項」(平成１１年厚生省告示第７０号)を改正し、それぞれ広告できる事項に

・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の２第1項前段の規定による届出をした旨

・ 柔道整復師法第１９条第１項前段の規定による届出をした旨を追加する改正を行った。

○ 都道府県の自主的な無資格者対策として、法律に基づく届出がされた施術所である証明書（施術所（開設）届出済証明書）を発行しているところがあるが、各都道府県においては、これらの好事例を参考に、施術所届出済証明書等の発行を積極的に進めていただくようお願いしたい。

○ また、有資格者と無資格者を判別するため、平成28年より公益財団法人東洋療法試験研修財団において、国家資格を保有することを示す「厚生労働大臣免許保有証」を発行している。これに併せて平成２８年３月にリーフレット等を送付している。

厚生労働大臣免許保有証については、来年度も発行する予定（平成２９年７月以降受付開始予定）であり、併せてリーフレットの内容も更新する予定であるため、引き続き、国民に対し周知をお願いしたい。

(3)違法広告の取締りについて

○ 近年、施術所の広告について「交通事故治療専門」等や効果効能の表示といった広告違反が行われているとの情報が当課に寄せられており、公衆衛生上看過できない状況となっている。

○ また、本年度開催された社会保障審議会医療部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会及び同部会柔道整復療養費検討専門委員会において、「施術所における違法広告は国民の誤解を招くことがあり、取り締りを強化するべき」、「奈良県橿原市などの好事例を全国展開し、集中的に取り組むべき」等の指摘があった。

（参考）奈良県橿原市ホームページ（奈良県からの橿原市へ権限移譲）

http://www.city.kashihara.nara.jp/hokeniryo/c_kokuho/ilnages/jyuusei.html

○ 各都道府県においては、集中的に取り組む期間を設定するなど、違法広告に対する指導等の徹底を図られたい。

○ 併せて、上記専門委員会において、実態を把握するための調査の実施や、広告に関するガイドラインの作成についても指摘されており、実態調査においては、各都道府県にご協力をお願いする場合もあるので、予めご了知願いたい。

○ なお、施術所の広告に関する指導状況については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の広告に対する指導に関する調査について(依頼)」（平成２８年４月１８日厚生労働省医政局医事課事務連絡）において指導状況を報告していただいているところである。本調査は引き続き平成29年度においてもご依頼する予定であるため、ご協力いただきたい。

(4)無資格者の取締りについて

○ 無資格者によるあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為（いわゆる民間療法）による違反行為・広告への対策において、消費生活センターが有する情報を活用することにより有効かつ迅速な対応が可能となると考えられ、また、悪質性が認められる場合などには警察と連携した取り締まりも必要となることから、消費者庁及び警察庁了解の下、「医業類似行為業に関する指導について」(平成２８年２月９日付け医政医発0209第２号厚生労働省医政局医事課長通知)を発出しており、保健所を含む衛生主管部局、消費生活センター及び警察との間の連携した指導・取締体制の構築を図られたい。

○ なお、今後、これらの連携・指導等の状況に係る調査を依頼することを検討しているため、予めご了知願いたい。

○ また、医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第12条及び柔道整復師法(昭和４５年法律第１９号)第１５条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第13条の７及び柔道整復師法第29条の１により処罰の対象になることを広く周知・啓発をお願いしたい。

参考:「医業類似行為に対する取扱いについて」(平成3年6月28日付け医事第58号)

○ さらに、あん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導をお願いしたい。

◇◇◇　会員の皆様～法制部へ情報提供をお願いします　◇◇◇

無免許業者によるビラやチラシ等の案内、看板、施術等の情報提供を本会事務所へお寄せください。

TEL 075-803-6078　FAX 075-821-2390　【法制部　山﨑宣彦】

＜広報部からのお知らせとお願い＞

■ 会員情報、交流、意見交換の場としての「会員掲示板」

会員の奮闘記でも、治療に関する疑問や悩み、有効事例、症例検討、制度問題などでも結構です。会員の節度ある掲示板を展開しましょう。投稿募集中！！

【広報部】